

令和7年3月愛荘町議会定例会

議案説明資料

令和7年2月17日

(内容)

議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

制定理由／要旨… 1頁
新旧対照表 … 3頁

議案第2号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

制定理由／要旨… 10頁
新旧対照表 … 11頁

議案第3号 愛荘町監査委員に関する条例および愛荘町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

制定理由／要旨… 22頁
新旧対照表 … 23頁

議案第4号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

制定理由／要旨… 24頁
新旧対照表 … 26頁

議案第5号 愛荘町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

制定理由／要旨… 33頁
新旧対照表 … 34頁

議案第6号 愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例

制定理由／要旨… 35頁
新旧対照表 … 36頁

議案第7号 愛荘町学童保育所の設置および管理に関する条例の全部改正について

制定理由／要旨… 37頁

議案第8号 愛荘町こども家庭センター設置条例

制定理由／要旨… 38頁

議案第21号 町道の路線の認定につき議決を求めることについて

説明資料 … 39頁

●議案第1号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定理由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）および刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）が、令和4年6月17日に公布され、令和7年6月1日から施行されることとなりました。

法律の改正内容は、懲役および禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設するもので、法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものです。また、併せて、改正対象となる条例について、所要の文言整理を行います。

要旨

第1条 愛荘町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正

第2条 愛荘町職員の給与に関する条例の一部改正

第3条 愛荘町消防団条例の一部改正

第4条 愛荘町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正

第5条 愛荘町行政不服審査法施行条例の一部改正

第6条 愛荘町個人情報保護法施行条例の一部改正

第7条 愛荘町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正

- ・ 「懲役」および「禁錮（禁錮）」を「拘禁刑」に改めます。（第1条から第7条関係）
- ・ 上記の改正に併せて、一部文言の整理を行います。（第2条、第3条および第7条）

第8条 罰則の適用等に関する経過措置

第1項 本条例の施行日前の行為の処罰については、改正前の条例等を適用します。

第2項 本条例による改正前に、条例等が改廃され、その際に設けられた「なお従前の例による」との経過措置や改正前の条例等についての「なお効力を有する」、「改正前の条例の例による」または「廃止前の条例の例による」との経過措置により適用することとされている当該改正前の条例等の規定は、懲役または禁錮はそれぞれの刑と長期および短期を同じくする有期拘禁刑と、改正前の刑法における拘留（以下「旧拘留」という。）は、長期および短期を同じくする拘留と読替えます。

第9条 人の資格に関する経過措置

本条例の施行後においては、拘禁刑に処せられた者だけでなく、懲役、禁錮または旧拘留に処せられた者も、資格制限等の対象となります。これらの者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされまたは改正前もしくは廃止

前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用について、経過措置を設けます。

第10条 愛荘町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置

人の資格に関する規定のうち、刑に「処せられた」こと以外の事由を資格を制限する根拠としているもの（起訴をされた者）について、経過措置を設けます。

施行期日

令和7年6月1日

第1条

愛荘町情報公開・個人情報保護審査会条例(平成18年愛荘町条例第8号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(罰則)</p> <p>第13条 第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>または50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第13条 第4条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>または50万円以下の罰金に処する。</p>

第2条

愛荘町職員の給与に関する条例(平成18年愛荘町条例第50号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(通勤手当)</p> <p>第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関または有料の道路(以下<u>この項および第2項において</u>「交通機関等」という。)を利用してその運賃または料金(以下<u>この項および第2項において</u>「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>(1) 通勤のため交通機関または有料の道路(以下_____「交通機関等」という。)を利用してその運賃または料金(以下_____「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>2～6 (略)</p>

(期末手当)

第22条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1)・(2) (略)

(3) 基準日前1箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第22条の3 任命権者またはその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

(期末手当)

第22条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1)・(2) (略)

(3) 基準日前1箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第22条の3 任命権者またはその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 任命権者またはその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

4～6 (略)

(会計年度任用職員の給与)

第28条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(第31条の2第1項に規定する会計年度任用技能労務職員を除く。)の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

2 (略)

3 任命権者またはその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) (略)

4～6 (略)

(会計年度任用職員の給与)

第28条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(第31条の2に規定する会計年度任用技能労務職員を除く。)の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

第3条

愛荘町消防団条例(平成18年愛荘町条例第137号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」とい	第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号_____

う。)第18条第1項、第19条第2項および第23条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称および区域ならびに非常勤の消防団員(以下「団員」という。)の定員、任免、給与、服務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(欠格条項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者またはその執行を受けることがなくなるまでの者

(2)・(3) (略)

____)第18条第1項、第19条第2項および第23条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称および区域ならびに非常勤の消防団員(以下「団員」という。)の定員、任免、給与、服務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(欠格条項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者またはその執行を受けることがなくなるまでの者

(2)・(3) (略)

第4条

愛荘町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成18年愛荘町条例第139号)新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)~(5) (略)</p>	<p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)~(5) (略)</p>

第5条

愛荘町行政不服審査法施行条例(平成28年愛荘町条例第1号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(罰則)</p> <p>第15条 第4条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>または50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第15条 第4条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>または50万円以下の罰金に処する。</p>

第6条

愛荘町個人情報保護法施行条例(令和5年愛荘町条例第1号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>付 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第8号に規定する個人情報データファイル(その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>または100万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有</p>	<p>付 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第8号に規定する個人情報データファイル(その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>または100万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有</p>

個人情報はこの条例の施行後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

6・7 (略)

個人情報はこの条例の施行後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処する。

6・7 (略)

第7条

愛荘町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年愛荘町条例第13号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員(以下この章から第3章までおよび第6章において「職員」という。)が職務上作成し、または取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、愛荘町情報公開条例(平成18年愛荘町条例第7号。以下「<u>情報公開条例</u>」という。)第2条第2項に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記録されているものに限る。</p> <p>5～13 (略)</p> <p>(個人情報の適正な取扱いの確保)</p> <p>第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、愛荘町情</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員(以下この章から第3章までおよび第6章において「職員」という。)が職務上作成し、または取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、愛荘町情報公開条例(平成18年愛荘町条例第7号_____)第2条第2項に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記録されているものに限る。</p> <p>5～13 (略)</p> <p>(個人情報の適正な取扱いの確保)</p> <p>第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、愛荘町情</p>

報公開・個人情報保護審査会条例(平成18年愛荘町条例第8号)に規定する愛荘町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

第53条 職員もしくは職員であった者、第9条第2項もしくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者もしくは従事していた者または議会において個人情報、仮名加工情報もしくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者もしくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画または電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

付 則

(愛荘町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 愛荘町情報公開・個人情報保護審査会条例(平成18年愛荘町条例第8号)の一部を次のように改正する。

報公開・個人情報保護審査会条例_____に規定する愛荘町情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

第53条 職員もしくは職員であった者、第9条第2項もしくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者もしくは従事していた者または議会において個人情報、仮名加工情報もしくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者もしくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル(その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画または電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金に処する。

付 則

(愛荘町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 愛荘町情報公開・個人情報保護審査会条例_____の一部を次のように改正する。

●議案第2号

条例制定理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）が、令和6年6月7日に公布され、一部の規定を除き、令和7年4月1日から施行されることとなりました。

同法第3条に規定する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の一部改正に伴い、条項ずれが生じる番号法の規定を引用する条例について、引用条項のずれを整理するものです。

また、愛荘町議会の個人情報の保護に関する条例については、令和6年12月9日付け全町村議第251号全国町村議会議長会通知に基づき、併せて文言等の整理を行います。

要旨

第1条 愛荘町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正

第2条 愛荘町税条例の一部改正

第3条 愛荘町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部改正

第4条 愛荘町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正

- ・ 引用する番号法第2条の規定について、第8項から第15項までを1項ずつ繰り下げます。
- ・ 第4条については、併せて所要の文言等改正を行います。

施行期日

令和7年4月1日

第1条

愛荘町情報公開・個人情報保護審査会条例(平成18年愛荘町条例第8号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 審査会は、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特定個人情報保護評価(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価をいう。)に関する特定個人情報ファイル(同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)の取扱いについて調査審議をすること。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第3条 審査会は、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 特定個人情報保護評価(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価をいう。)に関する特定個人情報ファイル(同法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)の取扱いについて調査審議をすること。</p> <p>2 (略)</p>

第2条

愛荘町税条例(平成18年愛荘町条例第55号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(町民税の申告)</p> <p>第36条の2 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号または第4号に掲げる者に該当することとな</p>	<p>(町民税の申告)</p> <p>第36条の2 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>10 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号または第4号に掲げる者に該当することとな</p>

った者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者または管理人の氏名、主たる事務所または事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所または寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(施行規則第15条の3第3項ならびに第15条の3の2第4項および第5項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第3項ならびに第15条の3の2第4項および第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名または名称および個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)または法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称)

(2)～(4) (略)

2 (略)

った者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者または管理人の氏名、主たる事務所または事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所または寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(施行規則第15条の3第3項ならびに第15条の3の2第4項および第5項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 施行規則第15条の3第3項ならびに第15条の3の2第4項および第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名または名称および個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)または法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称)

(2)～(4) (略)

2 (略)

(種別割の減免)

第89条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額および次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所または事務所もしくは事業所の所在地、氏名または名称および個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号および次条において同じ。)または法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所または事務所もしくは事業所の所在地および氏名または名称)

(3)~(8) (略)

3 (略)

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、町長が、当該者が所有し、または取得する土地が同項各

(種別割の減免)

第89条 (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額および次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所または事務所もしくは事業所の所在地、氏名または名称および個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号および次条において同じ。)または法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号または法人番号を有しない者にあつては、住所または事務所もしくは事業所の所在地および氏名または名称)

(3)~(8) (略)

3 (略)

(特別土地保有税の減免)

第139条の3 (略)

2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、町長が、当該者が所有し、または取得する土地が同項各

<p>号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名または名称および法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名または名称および法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所および氏名または名称)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>
--	--

第3条

愛荘町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例(平成27年愛荘町条例第31号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務 法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。</p> <p>(4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(3) 個人番号利用事務 法第2条第11項に規定する個人番号利用事務をいう。</p> <p>(4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利</p>

<p>用事務実施者をいう。</p> <p>(5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(6)・(7) (略)</p>	<p>用事務実施者をいう。</p> <p>(5) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。</p> <p>(6)・(7) (略)</p>
--	--

第4条

愛荘町議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年愛荘町条例第13号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員(以下この章から第3章までおよび第6章において「職員」という。)が職務上作成し、または取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、愛荘町情報公開条例(平成18年愛荘町条例第7号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2項に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記録されているものに限る。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「<u>番号利用法</u>」という。)第2条第8項に規定す</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会事務局の職員(以下この章から第3章までおよび第6章において「職員」という。)が職務上作成し、または取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、愛荘町情報公開条例(平成18年愛荘町条例第7号。以下「情報公開条例」という。)第2条第2号に規定する公文書(以下「公文書」という。)に記録されているものに限る。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。第12条第5項において「番号利用法」という。)第2条第9項に規定</p>

る特定個人情報をいう。

11～13 (略)

(利用および提供の制限)

第12条 (略)

2～4 (略)

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までおよび第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的 自ら利用し、または提供してはならない	利用目的以外の目的 自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、または提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、または本人に提供するとき	人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	または第12条第1項およ	第12条第5項の規定によ

する特定個人情報をいう。

11～13 (略)

(利用および提供の制限)

第12条 (略)

2～4 (略)

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで_____の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的 自ら利用し、または提供してはならない	利用目的以外の目的 自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、または提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、または本人に提供するとき	人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	または第12条第1項およ	第12条第5項の規定によ

	び第2項の規定に違反して利用されているとき	り読み替えて適用する同条第1項および第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、もしくは保管されているとき、または番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項および第2項	番号利用法第19条

(個人情報ファイル簿の作成および公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

	び第2項の規定に違反して利用されているとき	り読み替えて適用する同条第1項および第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、もしくは保管されているとき、または番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項および第2項	番号利用法第19条

(個人情報ファイル簿の作成および公表)

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(第3項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員もしくは議員であった者または職員もしくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与または報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品もしくは金銭の送付または業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付または連絡の相手方の氏名、住所その他の送付または連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、または取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(1)～(9) (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員もしくは議員であった者または職員もしくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与もしくは報酬もしくは福利厚生に関する事項またはこれらに準ずる事項を記録するもの(議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品もしくは金銭の送付または業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付または連絡の相手方の氏名、住所その他の送付または連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、または取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

第31条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下この章および第48条において「訂正請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手続)

第32条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下この章において「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去または提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この章および第48条において「利用停止請求」という。)をすることができる。

第31条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下_____「訂正請求」という。)をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手続)

第32条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下_____「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去または提供の停止(以下_____「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下_____「利用停止請求」という。)をすることができる。

●議案第3号

条例制定理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号。以下「法」という。）が、令和6年6月26日に公布され、順次施行されています。

この改正により、地方自治法に条ずれが生じることとなったため、該当箇所を引用している関係条例について、引用条項のずれを整理するものです。

要旨

第1条 愛荘町監査委員に関する条例の一部改正

第2条 愛荘町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正

- ・ 引用する法第243条の2の8の規定について、1条繰り下げます。

施行期日

公布の日または法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

第1条

愛荘町監査委員に関する条例(平成18年愛荘町条例第24号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(請求または要求による監査)</p> <p>第6条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項もしくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項または第243条の2の8第3項の規定による請求または要求に基づく監査は、当該請求または要求があった日から7日以内に着手するよう努めなければならない。</p>	<p>(請求または要求による監査)</p> <p>第6条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項もしくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項または第243条の2の9第3項の規定による請求または要求に基づく監査は、当該請求または要求があった日から7日以内に着手するよう努めなければならない。</p>

第2条

愛荘町下水道事業の設置等に関する条例(平成30年愛荘町条例第20号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により本事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により本事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

●議案第4号

愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する理由

国民健康保険制度は、平成30年度以降、都道府県が国民健康保険事業の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業運営の中心的な役割を担うこととされ、滋賀県内市町の医療給付費、後期高齢者支援金および介護納付金等を滋賀県が支払い、県全体に交付される公費や市町からの納付金はその財源に充てられている。また、県において令和9年度での県下保険料（税）水準の統一を目標とされている。

今般、令和7年度からの国民健康保険税の税率について、愛荘町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に対し諮問し、滋賀県から示された令和7年度における納付金の決定額等を基に示された答申に基づき税率の改正を行う。

愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の要旨

今回の改正は、基礎課税分（医療分）の所得割税率と均等割額の引き上げを行う。

今後の滋賀県保険料（税）率統一に向けた税率の検討も踏まえ、県が示した標準保険料率に近づけた税率に見直す。

基礎課税分（医療分）

関係条項	項目	現行	改正	摘要
第3条第1項	所得割	6.11%	6.56%	0.45% 引上げ
第5条	均等割（1人当たり）	24,000円	27,000円	3,000円 引上げ
第5条の2	均等割（1世帯当たり）	18,000円	据え置き	改正なし

後期高齢者支援金分（支援分）

据え置き 改正なし

介護納付金分（介護分）

据え置き 改正なし

第21条(国民健康保険税の減額)

改正内容：第1項（7・5・2割軽減）および第2項（未就学児の軽減）の額を変更する。

基礎課税分（医療分）・・・軽減する額

	関係条項	項目	現行	改正	参考(軽減後)
7割軽減	第1項第1号ア	均等割(1人当たり)	16,800円	18,900円	8,100円
	第2項第1号ア		3,600円	4,050円	4,050円

5割軽減	第1項第2号ア	均等割(1人当り)	12,000円	13,500円	13,500円
	第2項第1号イ		6,000円	6,750円	6,750円
2割軽減	第1項第3号ア	均等割(1人当り)	4,800円	5,400円	21,600円
	第2項第1号ウ		9,600円	10,800円	10,800円
軽減なし	第2項第1号エ	均等割(1人当り)	12,000円	13,500円	13,500円

【改正付則関係】

(施行期日) この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分) 改正後の新条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

愛荘町国民健康保険税条例(平成18年愛荘町条例第57号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.11</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>24,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等納付金課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額からオおよびカに掲げる額を減額して得た額(当該減</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額および山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.56</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>27,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアおよびイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等納付金課税額からウおよびエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)ならびに同条第4項本文の介護納付金課税額からオおよびカに掲げる額を減額して得た額(当該減</p>

額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について16,800円とする。

(2) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について12,000円とする。

(3) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について4,800円とする。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について18,900円とする。

(2) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について13,500円とする。

(3) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について5,400円とする。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,600円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,000円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,600円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,000円

次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,050円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,750円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,800円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,500円

令和7年度国保税率および基金運用等について

(1) 愛荘町国民健康保険税率の見直しについて

- 令和6年10月28日（月）・・・町長から会長に対して、保険税率の見直しについて諮問
- 令和7年 2月 5日（水）・・・会長から町長に対して、保険税率の見直しについて答申

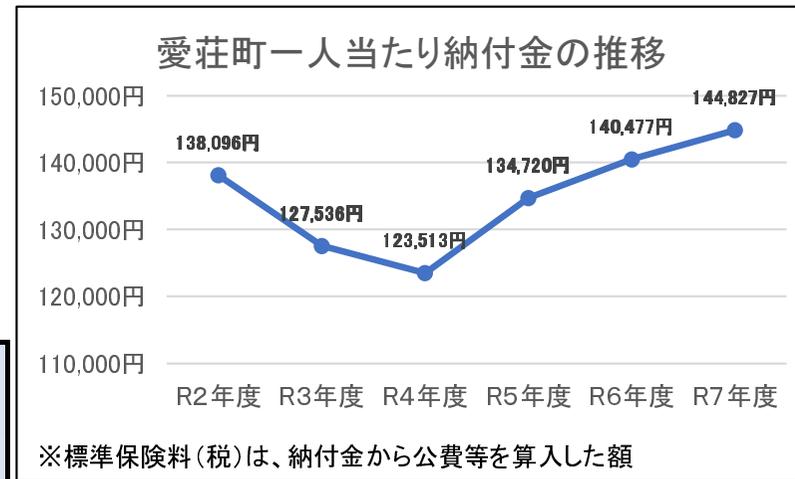
(2) 答申について（抜粋）

- 令和7年度の県への納付金は約4億7千7百万円であり令和6年度と比較すると約530万円減額（約1%）。
- しかしながら、社会保険適用拡大や団塊世代の後期移行による被保険者数の減少等により、一人当たりが負担する納付金は令和4年度以降増額。
- 県の統一標準保険料（税）と町の現行税率による保険税を比較すると、約23,000円の差額。

（県：133,241円/人 町：109,688円/人）



保険料（税）水準の統一を見据え、**急な負担を被保険者に強いることがないように令和6年度に引き続き、段階的に国保税率を引き上げる。**



区分	医療分		後期支援分		介護分	
	現行税率	答申税率	現行税率	答申税率	現行税率	答申税率
所得割	6.11%	6.56%	2.53%	据え置き	2.11%	据え置き
均等割 1人当たり	24,000円	27,000円	10,000円	据え置き	11,000円	据え置き
平等割 1世帯当たり	18,000円	据え置き	8,000円	据え置き	6,000円	据え置き

現行税率での収納見込
⇒約3億1千7百万円
答申税率での収納見込
⇒約3億2千2百万円
約1,500万円の増額

被保険者数約3,300人で割ると
単純に1人当たり約4,500円の増額
※実際は、世帯構成や所得によって異なる。

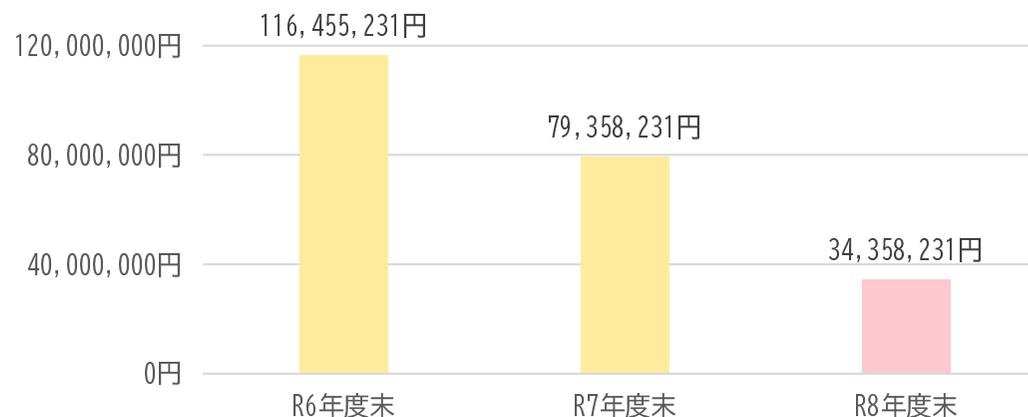
令和7年度国保税率および基金運用等について

(3)資産（基金＋繰越金）の推移について

- ・ 令和5年度末 ⇒ 資産残高：158,077,231円
- ・ 令和6年度 ⇒ 取崩予定：41,622,000円
- ・ 令和7年度 ⇒ 取崩予定：37,163,000円
- ・ 令和8年度 ⇒ 取崩予定：45,000,000円

国保税の急上昇抑制のため、納付金に活用

資産(基金+繰越金)の推移



(4)被保険者へのインセンティブ（還元について）

➤ 医療費の負担抑制、健康の増進と疾病予防の観点から、**人間ドック費用の助成金を令和7年度から増額**する。

【人間ドック費用額・助成額】

年度	日帰 助成額	脳 助成額	脳+日帰 助成額	脳+一泊 助成額	一泊 助成額
平均費用	40,000円	40,000円	65,000円	100,000円	65,000円
R6 助成額	15,000円	15,000円	23,000円	31,000円	23,000円
R7 助成額	20,000円	20,000円	30,000円	45,000円	30,000円

【事業見込額】

増額前 ⇒ 事業見込総額：4,201千円
 増額後 ⇒ 事業見込総額：5,570千円

※1,369千円の増 基金活用



令和7年（2025年）2月5日

愛荘町長 有村 国知 様

愛荘町の国民健康保険事業の運営に関する協議

会長 宇野 久七 郎



愛荘町国民健康保険税率の見直しについて（答申）

本協議会は、令和6年10月28日付け愛住第1902号で諮問のあった、愛荘町国民健康保険税率の見直しについて、事務局から詳細な説明を受け、審議を行い、意見集約ができましたので、愛荘町の国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第2条第2項の規定に基づき、下記のとおり当協議会としての意見を付して答申いたします。

記

1 愛荘町国民健康保険税率の見直しについて

今回の見直しについての審議の過程で検証・検討した主な点は、

- (1) 国保会計収支見通しと基金残高
- (2) 納付金の算定
- (3) 医療給付費等の推移
- (4) 収納状況
- (5) 税率変更による一人当たりの賦課額の変動
- (6) 税率変更により所得階層別世帯（モデル世帯）に与える影響

令和7年1月10日に滋賀県が示した令和7年度の愛荘町の納付金額は、令和6年度と比較して約530万円の減額となりました。しかしながら、被保険者数の減少等に伴い一人当たり納付金は増額となります。また、県が示す統一標準保険料と現行税率での愛荘町における保険税を比較すると一人当たり約23,000円の差があり、現行税率では賄うことはできない状況となります。

委員からは、「令和9年度の保険料（税）水準の統一を見据えて、被保険者に急激な負担を強いることがないように、令和6年度に続き令和7年度も基金を活用しながら税率を上げたほうが良いのではないか。」などの意見が述べられました。

当協議会は、これらの意見を集約し、国保財政の健全な運営を維持するためには、税率の引き上げはやむを得ないものとの結論に至りました。

税率については次表のとおり

区分	医療分		後期支援分		介護分	
	現行税率	答申税率	現行税率	答申税率	現行税率	答申税率
所得割 (%)	6.11	6.56	2.53	据え置き	2.11	据え置き
均等割 (円) 1人当たり	24,000	27,000	10,000	据え置き	11,000	据え置き
平等割 (円) 1世帯当たり	18,000	据え置き	8,000	据え置き	6,000	据え置き

2 付帯意見

当協議会は、国民健康保険事業の健全な運営をするため、次のとおり意見を付す。

- (1) 保険税率の改定について、被保険者への説明を十分に行うこと。
- (2) 毎年度、県に支払う納付金の額および標準保険料率は変動するものである
ので、その都度、当協議会で協議し、その意見や結論は尊重されたい。
- (3) 受益と負担の公平性の確保や安定した財政運営を確保するため、引き続き
収納対策を最重点に取り組まれない。
- (4) 被保険者の健康の保持増進と疾病予防の観点から、人間ドック費用の助成
金を増額することを検討されるとともに、今後も引き続き助成を継続されたい。
- (5) 県の統一化の動向を注視し、当協議会に情報提供されたい。

●議案第5号

愛荘町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する理由

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第394号)が、令和6年12月27日に公布され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うもの。

愛荘町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する要旨

非常勤消防団員の処遇改善を図るため、町が非常勤消防団員として5年以上勤務して退職した者に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに「35年以上」区分を追加する。

施行期日

令和7年4月1日

愛荘町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(平成18年愛荘町条例第139号)新旧対照表

現行							改正後（案）								
別表(第2条関係) 退職報償金支給額表							別表(第2条関係) 退職報償金支給額表								
階級	勤務年数						階級	勤務年数							
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上		5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上35年未満	35年以上	
団長	239,000 円	344,000 円	459,000 円	594,000 円	779,000 円	979,000 円	団長	239,000 円	344,000 円	459,000 円	594,000 円	779,000 円	979,000 円	1,079,000 円	
副団長	229,000 円	329,000 円	429,000 円	534,000 円	709,000 円	909,000 円	副団長	229,000 円	329,000 円	429,000 円	534,000 円	709,000 円	909,000 円	1,009,000 円	
分団長	219,000 円	318,000 円	413,000 円	513,000 円	659,000 円	849,000 円	分団長	219,000 円	318,000 円	413,000 円	513,000 円	659,000 円	849,000 円	949,000 円	
副分団長	214,000 円	303,000 円	388,000 円	478,000 円	624,000 円	809,000 円	副分団長	214,000 円	303,000 円	388,000 円	478,000 円	624,000 円	809,000 円	909,000 円	
部長および班長	204,000 円	283,000 円	358,000 円	438,000 円	564,000 円	734,000 円	部長および班長	204,000 円	283,000 円	358,000 円	438,000 円	564,000 円	734,000 円	834,000 円	
団員	200,000 円	264,000 円	334,000 円	409,000 円	519,000 円	689,000 円	団員	200,000 円	264,000 円	334,000 円	409,000 円	519,000 円	689,000 円	789,000 円	

●議案第6号

愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する理由

令和7年度より、生活習慣病健康診査ならびに肝炎ウイルス検査の医療機関における個別健（検）診を開始することから、所要の改正を行うもの。

愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例の要旨

新たに、医療機関における生活習慣病健康診査ならびに肝炎ウイルス検査の個別健（検）診を開始することから、負担金の徴収について文言を改めるもの。

施行期日

令和7年4月1日

●議案第7号

条例を改正する理由

指定管理により運営している町内学童保育所について、小学校の休業日における開館時間を条例で午前7時45分と定めているところであるが、現状、利用者からの要望により、指定管理者は午前7時30分に開館している。そのため、小学校休業日の開館時間を現状に合わせ午前7時30分に改正するとともに、新たに愛荘町スポーツ学童保育所を追加するもの。

また、現行の運用に合わせるため、文言等その内容を全面的に改正するもの。

条例の要旨

現行条例の第8条、第11条、第15条を削る。

第1条（設置・目的）

第2条（名称および位置）「愛荘町スポーツ学童保育所」を追加

第3条（事業）

第4条（入所対象児童）第1号および第2号を削り、条文を変更

第5条（開館時間等）休業日の開始時刻を変更

第6条（入所の承認）条見出しを変更し、条文を対象児童の学童保育所へ入所の承認に変更

第7条（利用料金）条見出しを変更し、「使用者」から「利用者」へ変更、条文についても納入期限等の文言を変更

第8条（承認の取消し等）第9条を第8条に繰上げ、条見出しを変更、「使用」を「利用」へ変更、第1号および第3号を削り、第2号を第1号に、第4号を第2号に、第5号を第3号に、第6号を第4号に、第7号を第5号に繰上げ

第9条（利用遵守事項）第10条を第9条に繰上げ、第1項の条文を一部変更、第5号を削り、第6号を第5号に、第7号を第6号に繰上げ、第2項に現行の第5号の表記を追加

第10条（指定管理者による管理）第12条を第10条に繰上げ、第3項に利用料金にかかる項目（現行条例第15条）を追加

第11条（指定管理者の管理の基準等）第13条を第11条に繰上げ

第12条（指定管理者における開館時間等の変更）第14条を第12条に繰上げ、条文を一部変更

第13条（委任）第16条を第13条に繰上げ

施行期日

令和7年4月1日

●議案第8号

愛荘町こども家庭センター設置条例の制定理由

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)の施行により、「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の設立の意義や、現行の機能を維持した上で、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象とした包括的な総合窓口として「愛荘町こども家庭センター」を設置するため条例を制定するものです。

なお、子育て世代包括支援センター（健康推進課内）および子ども家庭総合支援拠点（子ども支援課内）は廃止します。

愛荘町こども家庭センター設置条例の要旨

第1条 設置

第2条 名称および位置

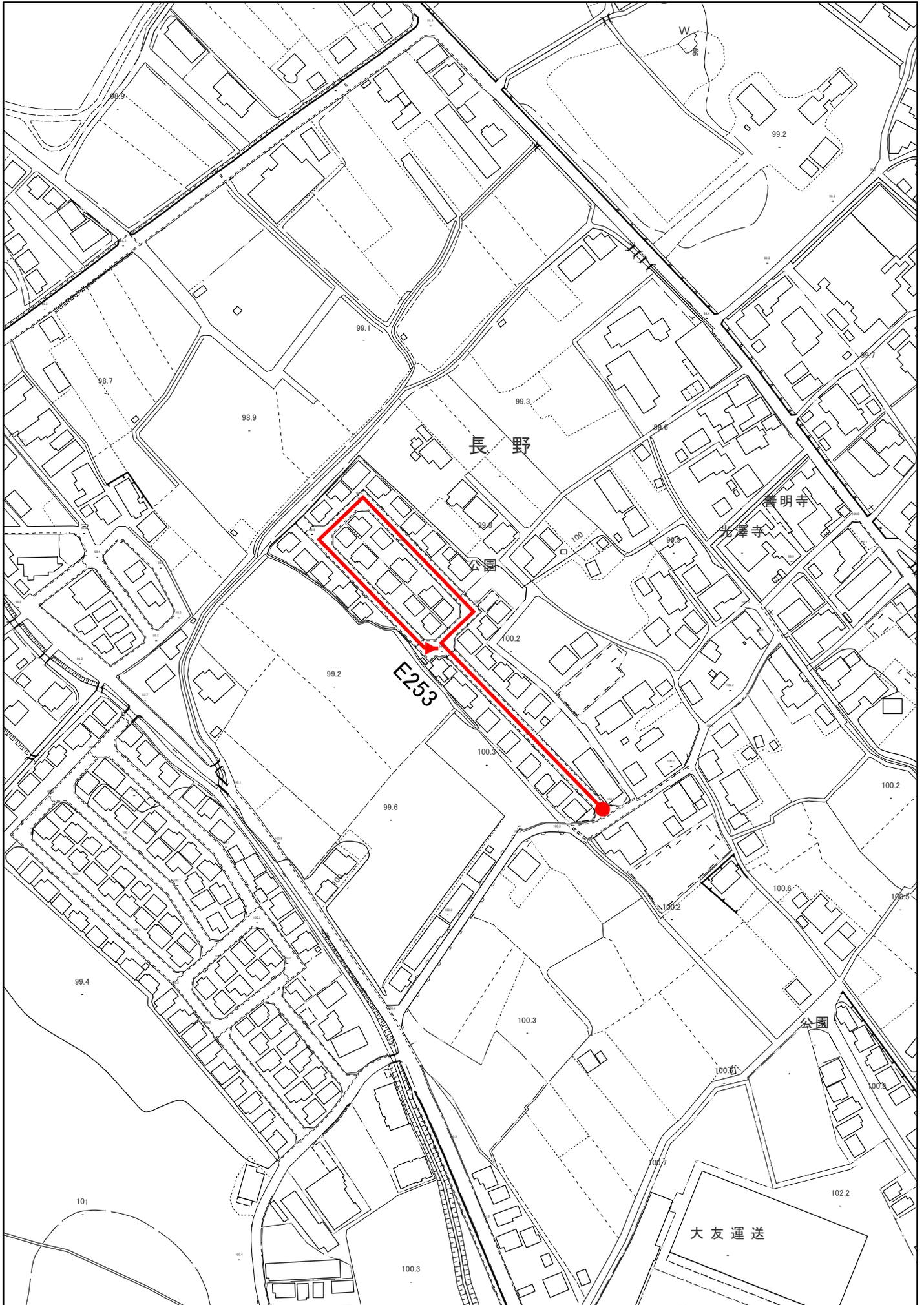
第3条 業務

第4条 職員

第5条 委任

施行期日

令和7年4月1日から施行する。



認定路線位置図

E254 石橋二ツ橋1号線

E255 石橋二ツ橋2号線

